

2021年11月25日（木）より一部店舗にてタブレット端末での普通預金解約の取扱いを開始いたします。本取扱いにより、一定の条件を満たす場合には、キャッシュカード暗証番号確認や運転免許証などの本人確認書類のご提示での解約手続きが可能です。

これに伴い、規定を2021年11月25日（木）付けで変更させていただきます。

【変更する規定】※1. 関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

	規定集	規定
1	預金規定集	①総合口座取引規定 ②普通預金規定 ③貯蓄預金規定
2	納税準備預金規定集	納税準備預金規定

【変更する特約】※2. 関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

1	WEB 口座利用特約
2	アプリにより開設された無通帳口座に係る特約

【対象店舗】

伊丹鴻池支店、神戸支店

※対象店舗は順次拡大予定です。

【関連規定の改定対比表】※改定箇所を下線付きの太字で示しています。

	対象となる規定	改定前	改定後
【預金規定集】			
1	①総合口座取引規定	13. (解約等) (1)普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。 この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。	(1)普通預金口座を解約する場合には、通帳 および届出の印章 を持参のうえ、取引店に申出てください。 <u>ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u> この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。 なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳を発行します。
2	②普通預金規定	13. (解約等) (1)この預金口座を解約する場合には、通帳 および届出の印章 を持参のうえ、取引店に申出てください。	(1)この預金口座を解約する場合には、通帳 および届出の印章 を持参のうえ、取引店に申出てください。 <u>ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u>
3	③貯蓄預金規定	14. (解約等) (1)この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。	(1)この預金口座を解約する場合には、通帳 および届出の印章 を持参のうえ、取引店に申出てください。 <u>ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u>
【納税準備預金規定集】			
1	納税準備預金規定	13. (預金の解約) (1)この預金口座を解約する場合にはこの通帳を持参のうえ取引店に申し出てください。	(1)この預金口座を解約する場合にはこの通帳 および届出の印章 を持参のうえ取引店に申し出てください。 <u>ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u>

【関連特約の改定対比表】※改定箇所を下線付きの太字で示しています。

	対象となる特約	改定前	改定後
1	WEB口座利用特約	<p>第7条 解約</p> <p>1. WEB口座の解約は当行本支店の窓口で受付けます。当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、WEB口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p>	<p>1. WEB口座の解約は当行本支店の窓口で受付けます。当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、WEB口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p> <p><u>ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u></p>
2	アプリにより開設された無通帳口座に係る特約	<p>第5条 解約</p> <p>普通預金口座の解約は当行本支店の窓口で受付けます。当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p> <p>ただし、印章の届出がない場合は、当行所定の方法により、本人確認等を行い、印章の届出と届出印の押印を省略できるものとします。</p>	<p>普通預金口座の解約は当行本支店の窓口で受付けます。当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、本口座のキャッシュカードとともに提出してください。</p> <p><u>ただし、当行所定の条件を満たす口座の解約については、当行所定の方法による本人確認をもって、届出の印章の押印に代えることとします。</u></p> <p>なお、印章の届出がない場合は、当行所定の方法により、本人確認等を行い、印章の届出と届出印の押印を省略できるものとします。</p>